

夏合宿第2問

1. 甲は、本件犯行以前にも、乙とともに数回に渡り、民家に侵入して家人に暴行を加え、金品を強奪することを実行したことがあった。
- 5 2. 今回も以前と同様の手口による本件犯行に誘われると、本件犯行の前夜遅く乙と合流し、V方及びその付近の下見をした後、乙との間で、V方の明かりが消えたら乙が屋内に侵入し、内部から入口の鍵を開けて侵入口を確保したうえで、甲も屋内に侵入して強盗に及ぶという住居侵入・強盗の共謀を遂げた。
- 10 3. 本件当日深夜、乙はV方の窓から地下1階の資材置場に侵入したが、住居等につながるドアが施錠されていたため、いったん戸外に出て、住居等に通じた窓の施錠を外し、その窓から侵入し、内側から上記ドアの施錠を外して侵入口を確保した。
- 15 4. 見張り役も兼ねていた甲は、屋内の乙が強盗に着手する前段階において、現場付近に人が集まってきたのを見て犯行の発覚を恐れ、屋内にいる乙に電話をかけ、「人が集まっている。早くやめて出てきた方がいい。」と言ったところ、「もう少し待て。」などと言われたので、「危ないから待てない。先に帰る。」と一方的に伝えて電話を切り、付近に止めてあった自動車に乗り込み、現場付近から立ち去った。
- 20 5. 屋内にいた乙は、いったんV方を出て、甲が立ち去ったことを知ったが、再びV方に戻り、事前に準備しておいた刃渡り30cmの包丁でVの右上腕部等を切りつけ、加療5か月の怪我を負わせた上、V宅の机の引き出しに保管されていた現金15万円と貴金属を奪って逃走した。

甲及び乙の罪責を論ぜよ。

参考判例：最決平成21年6月30日刑集63巻5号475頁